

佐野市市民活動推進計画 (第四期計画)

令和4(2022)年3月

佐 野 市



はじめに

本市では、これまで人と人との触れ合いの輪を広げ、生き生きと暮らしやすい地域社会の実現を目指すため平成20年に策定した「佐野市市民活動推進条例」に基づき「市民活動推進計画」を策定し、市民との交流・連携による協働のまちづくりに取り組んできました。

この間、人口減少や少子高齢化の進行、ライフスタイルの多様化に加え、大規模災害発生増加や新型コロナウイルス感染症の流行など、社会をとりまく環境は大きく変化しており、地域における課題も今後増加、複雑化することが懸念されます。しかし、このような社会環境の変化を課題としてだけでなく新たなチャンスと捉え、市民、市民活動団体、事業者、市がそれぞれ強みをいかし、適正な役割分担と連携をすることで地域の課題に柔軟に対応でき、より一層暮らしやすい地域社会の実現に寄与することが期待されます。

また、令和4年度より「進化する佐野市」「選ばれる佐野市」をまちづくりの基本理念とした「第2次佐野市総合計画中期基本計画」による20年後、30年後を見据えた佐野市の仕組みづくりが始動します。

そこで、協働によるまちづくりをさらに推進するため「佐野市市民活動推進計画(第四期計画)」を策定し、計画に掲げた基本理念「市民参加による自立したまちづくり」の実現に向けた取組を、市民の皆様と連携を図りながら進めていきたいと考えています。

結びに、本計画策定にあたり、熱心にご審議いただきました佐野市市民活動推進委員会委員の皆様をはじめ、関係各位に厚くお礼申し上げます。

令和4(2022)年3月

佐野市長 金子 裕

目 次

第1章 計画の策定にあたって	1
第1節 計画策定の趣旨	1
第2節 計画の位置付け	2
第3節 計画期間	3
第2章 市民活動・市民協働の理念	4
第1節 市民活動・市民協働の理念	4
第2節 用語の定義	4
第3節 市民活動を担う主体の役割	6
第3章 市民活動の現状と課題	7
第1節 市民活動の推進に関する取組の歩み	7
第2節 市民活動推進施策の現状と課題	8
第4章 市民活動を推進するための取組	20
第1節 計画の基本理念	20
第2節 計画の基本目標	20
第3節 計画の体系	21
第4節 施策の展開	22
基本目標1 市民参画・協働の理解促進	22
基本目標2 市民活動団体への支援	26
基本目標3 多様な主体との連携強化	29
基本目標4 地域活動の充実	31
第5章 計画の推進に向けて	33
第1節 計画の推進体制	33
第2節 計画の進行管理等	34
資料編	35
1 市政に関するアンケート調査（抜粋）	36
2 策定経過	38
3 佐野市市民活動推進条例	39
4 佐野市災害ボランティア活動推進条例	42
5 佐野市市民活動センター条例	44
6 佐野市市民活動推進委員会規則	48
7 佐野市市民活動推進委員会委員名簿	49
8 佐野市市民活動推進本部設置要綱	50

第１章 計画の策定にあたって

第１節 計画策定の趣旨

我が国においては、人口減少や少子高齢化による人口構造の変化、価値観の多様化やライフスタイルの変化によるコミュニティの希薄化など、社会環境が大きく変化してきています。

さらに、近年の大規模自然災害の発生や新型コロナウイルス感染症拡大など、私たちを取り巻く環境は厳しくなっています。

こうした様々な社会情勢の変化に対応していくためには、市民をはじめ事業者や各種団体など、より多くの主体の参画と協働により、ともに様々な社会の課題を克服していくことが重要となってきます。

本市においてはこれまでも、平成１９（２００７）年１２月に佐野市市民活動推進条例の制定、また平成３０（２０１８）年３月に策定した第２次佐野市総合計画基本構想において「市民参加による自立したまちづくり」を基本目標とし、前期基本計画のなかで、市民参画・協働の観点に基づいた取組を推進してきました。

そして、市民活動の推進に関する施策を実施するため、個別計画として平成２２（２０１０）年３月に佐野市市民活動推進計画、平成２６（２０１４）年３月に第２期となる同計画、平成３１（２０１９）年３月に第３期となる同計画を策定し市民活動の推進を図ってまいりました。

さらに、平成３１（２０１９）年１月には「佐野市自治基本条例」が施行となり、協働による自治を推進してきました。そして、令和３（２０２１）年６月には、令和元年東日本台風災害を契機として「佐野市災害ボランティア活動推進条例」を制定しました。

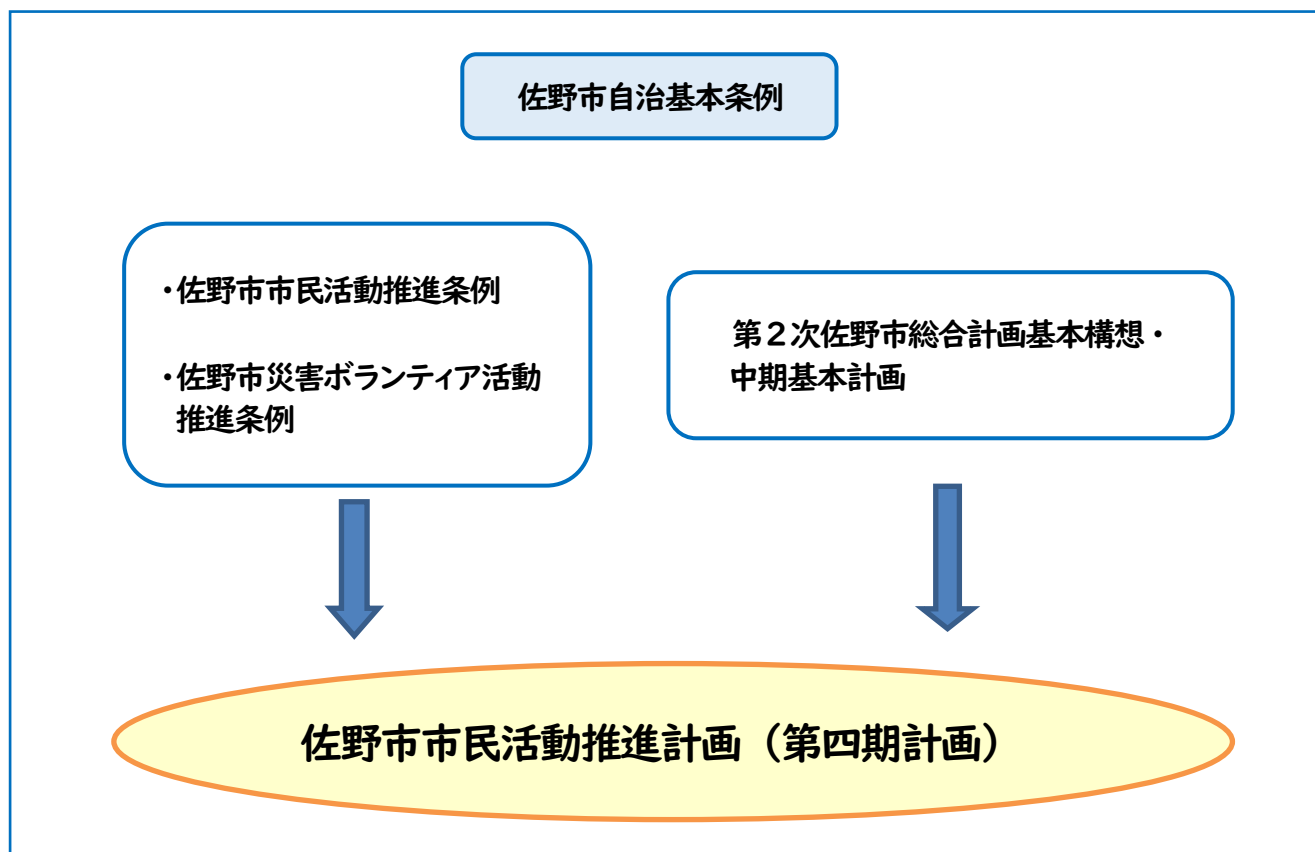
このようなまちづくりの基本となる市民参画・協働の理念は、令和４年度からはじまる、第２次佐野市総合計画基本構想・中期基本計画においても引き継がれていきます。

この度、本市におけるまちづくりの方向性や佐野市市民活動推進条例の基本理念を踏まえ、また、SDGsの推進、コロナ禍における新しい生活様式への変容など、市民、市民活動団体等を取り巻く情勢の変化と新たなニーズに対応するため、「佐野市市民活動推進計画（第四期計画）」を策定します。

第2節 計画の位置付け

本計画は、協働による自治の推進の必要性を定めた佐野市自治基本条例を踏まえ、佐野市市民活動推進条例や佐野市災害ボランティア活動推進条例に基づき、市民活動の推進に関する施策を総合的に策定し実施するための目標や取組をまとめたものです。

また、上位計画である第2次佐野市総合計画基本構想・中期基本計画の部門計画として位置付けられます。



第3節 計画期間

本計画の計画期間は、令和4（2022）年度から令和7（2025）年度までの4年間とします。

第2次佐野市総合計画基本構想・中期基本計画と佐野市市民活動推進計画（第四期計画）の関連性

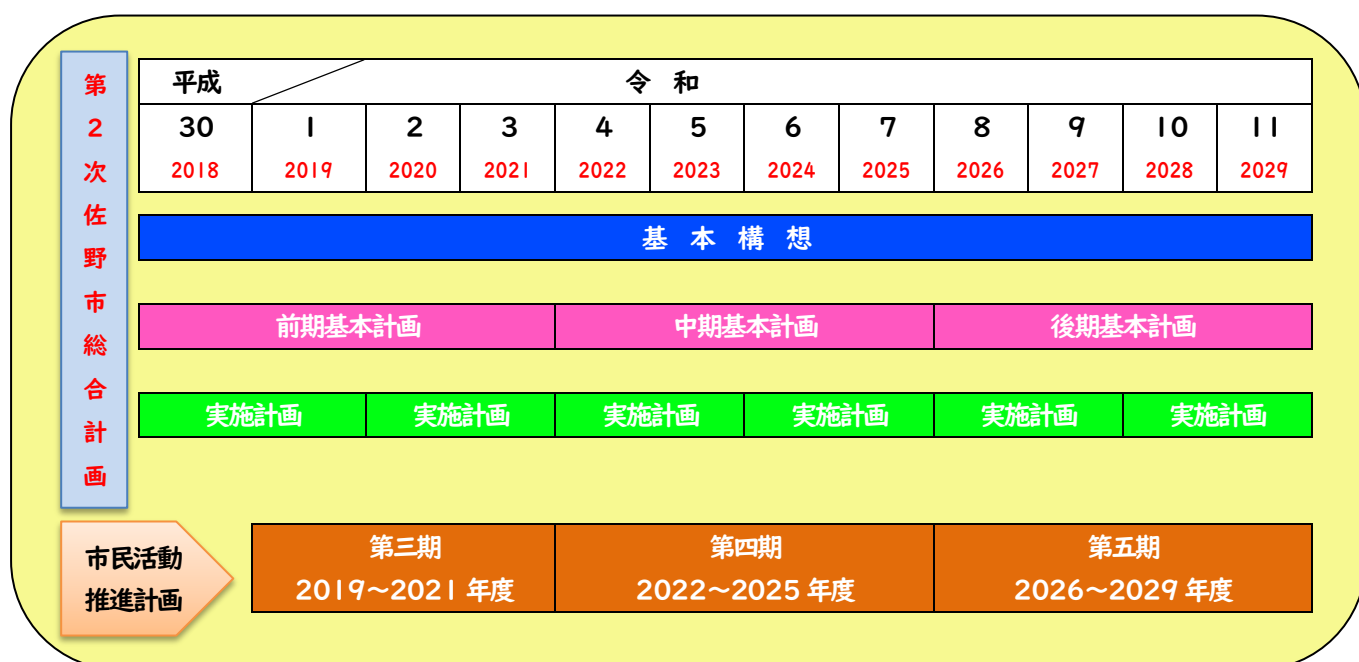
佐野市市民活動推進計画（第四期計画）は、第2次佐野市総合計画基本構想・中期基本計画の基本目標7「市民参加による自立したまちづくり」を推進するために基本目標や推進施策を定めたものです。

また、平成27（2015）年に「SDGs（持続可能な開発目標）（※1）」が国連サミットで採択され、第2次佐野市総合計画基本構想・中期基本計画の各分野における施策の推進にあたり、その理念を念頭において取り組んでいくことから、本計画においても関連する目標を念頭に取組を進めていきます。

（※1）SDGs：持続可能な開発のための2030アジェンダに記載された2016年から2030年までの国際目標。本計画に関連するSDGs[11 住み続けられるまちづくりを・17 パートナリーシップで目標を達成しよう]



○第2次佐野市総合計画基本構想及び佐野市市民活動推進計画の構成と期間



第2章 市民活動・市民協働の理念

第1節 市民活動・市民協働の理念

本市では、平成19（2007）年12月に佐野市市民活動推進条例を制定し、市が目指すまちづくりの中で市民活動・市民協働が果たす意義を明らかにしています。

第3条に、基本理念を示し、この理念に基づき市民活動・市民協働を推進します。

（基本理念）

第3条 市民、市民活動団体、事業者及び市は、相互に理解を深め、対等な立場で協働することにより市民活動を推進するものとする。

2 市民活動の推進に当たっては、市民活動の自主性及び自立性が尊重されなければならない。

第2節 用語の定義

市民活動

営利を目的とせず、不特定多数の者の利益の増進に寄与することを目的として自主的に行うもので、次のいずれにも該当しないものをいいます。

- （1） 宗教の教義を広め、及び儀式行事を行い、並びに信者を教化し、及び育成することを目的とする活動
- （2） 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを目的とする活動
- （3） 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。以下同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする活動

市民協働

市民、町会、NPO、ボランティア団体、事業者などと市が各々の特性を尊重し、創意工夫と行動力をいかしながら公共の課題を解決するため、対等な立場で連携・協力していくことをいいます。

市民活動団体

市民活動を行うことを主たる目的とし、継続的にその活動を行う団体をいいます。
NPOやボランティア団体のように特定の目的の実現のために活動する団体や、町会やコミュニティ協議会のように一定の地域に住む人たちが地域住民間の相互扶助を目的として活動する団体があります。

令和元年度 市民活動参画支援事業



地域ふれあいサロンぶどうの実
(総合事業・地域支援事業)

あかみ浅間の里
(あかみ浅間の里緑化ボランティア活動事業)



佐野女性史研究会
(佐野市ゆかりの女性たちの活躍研究事業)

第3節 市民活動を担う主体の役割

佐野市市民活動推進条例において、市民、市民活動団体、事業者、市の役割を次のとおり規定しています。

市民

市民活動の基本理念にのっとり、市民活動に関する理解を深めるとともに、市民活動に積極的に参加するよう努めるものとする。

市民活動団体

市民活動の基本理念にのっとり、市民活動を行うとともに、当該市民活動団体に関する情報を積極的に提供し、広く市民に理解されるよう努めるものとする。

事業者

市民活動の基本理念にのっとり、地域社会の一員として、市民活動に関する理解を深め自発的に市民活動の発展及び推進に協力し、これを支援するよう努めるものとする。

市

市民活動の基本理念にのっとり、市民活動の推進に関する施策を総合的に策定し、実施しなければならない。施策の実施に当たっては、当該施策に市民、市民活動団体及び事業者の意見が反映されるよう努めるものとする。また、市民活動が円滑に推進されるよう適切な措置を講ずるものとする。

第3章 市民活動の現状と課題

第1節 市民活動の推進に関する取組の歩み

時 期	内 容
平成20（2008）年4月	佐野市市民活動推進条例施行 佐野市総合ボランティアセンターを佐野市市民活動センターに改称 NPO法人の認証事務等が権限移譲（※1）により県から市へ移管
平成22（2010）年3月 5月	佐野市市民活動推進計画策定 佐野市市民活動参画支援事業補助金交付要綱施行
平成23（2011）年4月	佐野市市民活動モデル町会支援事業交付金交付要綱施行
平成26（2014）年3月	佐野市市民活動推進計画（第二期計画）策定
平成27（2015）年4月	佐野市市民協働推進員設置要綱施行 佐野市地域担当職員制度実施要綱施行
平成29（2017）年7月	佐野市市民活動推進本部設置要綱施行
平成31（2019）年1月	佐野市自治基本条例施行
平成31（2019）年3月	佐野市市民活動推進計画（第三期計画）策定
令和 3（2021）年6月	佐野市市民活動補償制度の導入
令和 3（2021）年7月	佐野市災害ボランティア活動推進条例施行

（※1）権限移譲

平成12（2000）年4月施行のいわゆる地方分権一括法で、都道府県の権限に属する事務の一部を市町村が処理できる「事務処理特例制度」が地方自治法に創設された。これによって都道府県から市町村への事務処理の権限の移譲が進んでいる。

第2節 市民活動推進施策の現状と課題

市民活動推進計画（第三期計画）では、3つの基本目標を掲げ、それぞれに推進施策と推進事業を定め、市民活動・市民協働の推進に取り組みました。

その取組状況と課題をまとめました。

基本目標Ⅰ 市民参画・協働の理解促進

協働によるまちづくりを推進するため、市民や市民活動団体、事業者に対し、協働や市民活動に関する情報の収集と提供に取り組みます。また、将来の地域を支える人材を育てるため、講演会等を開催するとともに、市民活動を紹介する機会や相談業務の充実を図ります。

協働についての理解を促進するためには、更なる市民活動に関する情報の収集・提供や、講演会や研修会、市民活動の場の提供等を通して人材育成を図る必要があります。また、令和3年7月1日に施行された「佐野市災害ボランティア活動推進条例」により、災害ボランティア活動の推進を図る取組が必要とされます。

成果指標	実績基準年	目 標	実 績
	平成29年度 (2017年度)	令和3年度 (2021年度)	令和2年度 (2020年度)
市民と協働して進めている事業数	128事業	156事業	126事業

推進施策Ⅰ 協働の基本的な考え方の理解促進

協働の主体である市民、市民活動団体、事業者に対し、協働の意義や理念、市民活動の状況を紹介し、市民活動の担い手として行動できるよう情報の収集と提供に取り組みました。

成果指標	実績基準年	目 標	実 績
	平成29年度 (2017年度)	令和3年度 (2021年度)	令和2年度 (2020年度)
市民活動をしている人の割合	22.2%	23.0%	20.6%

(市政に関するアンケート調査より)

① 情報の収集・提供

現 状

・情報紙等の活用

「広報さの」や年4回発行の市民活動情報紙により、市民活動の情報提供や、活動事例の紹介を行いました。また、令和2年7月より、市民活動センターにおいて一斉メール配信（ここねっとメール）を導入し、メール登録者に情報提供を始めました。

・市及び市民活動センターのホームページの充実

市ホームページ、市民活動センターホームページにより市民活動や市民活動センター登録団体に関する情報を提供しました。また、市や市民活動センターにおいてSNS（※1）を活用し、市民活動の様子を適時発信しました。さらに、令和3年4月には市民活動センターホームページをリニューアルし、閲覧しやすくしました。

（※1）SNS ソーシャル・ネットワーキング・サービスの略。インターネットを介して人間関係を構築できるWeb上のサービスの総称。

・マスメディアの活用

新聞や情報紙、テレビ等に市民活動団体の活動状況を提供しました。

・情報の公開

市は、市民に対し市政に関する情報を公開し、積極的に提供しました。

課 題

情報を必要としている市民活動団体等への情報提供や、ホームページやメールを見ることができない方への情報発信方法について工夫する必要があります。

推進施策2 市民活動を担う人材の育成

市民活動を担う人材育成のための講演会や研修会は、令和元年東日本台風や新型コロナウイルス感染症の影響のため、開催方法の工夫をしましたが実施が限られました。小・中学校においては、市民活動団体の活動を紹介し、小・中学生の理解促進を図りました。また、市民活動をしたい人と市民活動を必要とする人をつなぐ相談業務に取り組みました。

成果指標	実績基準年	目 標	実 績
	平成29年度 (2017年度)	令和3年度 (2021年度)	令和2年度 (2020年度)
協働に関する研修会等の 参加者数	525人	540人	73人(※2)

(※2)新型コロナウイルス感染症の影響により研修会等を中止したため。

① 講演会・講座等の実施

現 状

・市民協働の講演会、講座等の開催

市民や職員に対し、市民活動や協働の理解を深めるための講演会や講座、CSR（※1）活動に関する事業、研修会等を市民活動センターや町会長連合会と連携し開催しました。

また、コロナ禍においては、ウェブ会議用ツールの講座をリモートにより開催しました。

（※1）CSR（Corporate Social Responsibility 企業の社会的責任）

企業が倫理的観点から、事業活動を通じて自主的に社会に貢献する責任のこと。

・楽習出前講座の活用

市民からの要望に応じて講座を開催する「楽習出前講座」を活用し、市民活動や協働に関する理解を広めました。

・佐野市社会福祉協議会との連携

佐野市社会福祉協議会と連携し、市民がボランティア活動を始めるきっかけとなる講座を開催しました。

課 題

多くの方に市民活動に関する周知・啓発が行えるよう、講演会・講座等の実施方法を工夫する必要があります。

② 小・中学校における啓発

現 状

未来の活動を担う人材を育成するため、小・中学校において市民活動センターや市民活動団体の活動を紹介し、学習に役立つよう、市民活動についての啓発に取り組みました。

・小・中学校への情報提供

小・中学校に対して市民活動センター情報紙「ここねっと」を年4回、また、児童・生徒向け情報紙を年1回配布し、市民活動センター及び同センター登録団体の活動を紹介しました。

・市民活動センター登録団体の派遣

市民活動センターが、市民活動センター登録団体と小・中学校との連絡調整を行いました。また、市民活動団体が小学生向けの読み聞かせの支援等を行い、小・中学生の市民活動への理解促進を図りました。

・地域コーディネーターと市民活動団体の連携

学校と地域住民をつなぐ地域コーディネーターと市民活動団体が連携し、学校から要望のあった事案について講座を開催するなど連携事業の推進を図りました。

課 題

児童・生徒の実態に即した啓発を行う必要があります。また、地域コーディネーターと市民活動団体との情報共有や交流の場を提供するなど、連携に向けた取組が求められます。

③ 相談業務の充実

現 状

市民活動促進課及び市民活動センターを窓口として、随時市民活動に関する相談に対応しました。また、市民活動センターにおいて「市民活動相談会の日」を設け、相談しやすい環境づくりに努めました。

課 題

相談業務を行っていることの周知の強化や、新たな団体の設立や市民活動団体の継続的な運営に係わる相談にも対応できる体制が必要です。

推進施策3 多様な主体との協働

市民の意見が政策形成にいかされるように市政参画の機会の充実を図りました。また、事業所や大学等と連携して、協働による事務事業に取り組みました。

成果指標	実績基準年	目 標	実 績
	平成29年度 (2017年度)	令和3年度 (2021年度)	令和2年度 (2020年度)
事業所との災害協定書締結数	49件	70件	60件

① 事業所との協働

現 状

事業所が有する資源、ネットワーク、ノウハウ等を地域課題の解決にいかしていくため多様な分野で協力・連携の下、協働事業の推進に取り組みました。

課 題

協働事業を推進していくため、協働の方法や協働する市民活動団体、事業者への活動内容の周知が必要です。

② 各審議会等への市民参加の促進

現 状

パブリックコメント制度を活用するとともに、行政が設置する各種審議会、委員会等に市民からの公募枠を設け、市民の意見を施策に反映しやすい環境の整備に努めました。

課 題

制度への関心を高めてもらうよう、更なる周知の強化に取り組む必要があります。

③ 大学との連携

現 状

佐野日本大学短期大学、東京農工大学、足利大学、宇都宮大学と連携協定を締結し、地域福祉関連事業等に専門的見地からの意見を求める委員派遣事業、環境学習や教育関連事業への講師派遣事業などを実施しました。

課 題

多様な市民のニーズや課題解決に向けて、連携事業を拡大していくことが求められていますが、市が設置する委員会等への委員派遣が中心となる傾向が強い状況です。積極的な事業推進のため、各課における意識変革が求められます。

基本目標 2 市民活動団体への支援と連携強化

市民活動団体が連携することにより、それぞれの団体の強みを生かした効果的な活動を行うことができます。NPOやボランティア団体等の活動を支援し、交流・連携の機会の充実を図ります。

安心して市民活動を行うことができるよう、令和3年6月に加入した市民活動保険の継続的な運用や時代に即した市民活動団体への支援が必要です。また、令和3年7月1日に施行された「佐野市災害ボランティア活動推進条例」の推進に向けた関係機関等との連携による取組や多様な主体との協働事業の推進を図るため、市民活動団体や事業者、高校及び大学等との連携強化が必要とされます。

成果指標	実績基準年	目 標	実 績
	平成29年度 (2017年度)	令和3年度 (2021年度)	令和2年度 (2020年度)
市民活動に参加している、もしくは参加したことがある市民の割合	62.6%	69.0%	64.6%

(市政に関するアンケート調査より)

推進施策Ⅰ 市民活動団体の育成・支援

NPO法人やボランティア団体等が行う事業について、補助金の交付やその事業の効果について、ホームページや広報紙に掲載しました。また、アンケートを実施し、市民活動団体が必要としている講座や研修会を実施したほか、コロナ禍における市民活動に関する情報収集・提供に取り組みました。

成果指標	実績基準年	目 標	実 績
	平成29年度 (2017年度)	令和3年度 (2021年度)	令和2年度 (2020年度)
市民活動センター利用者数	16,627人	18,760人	5,482人(※1)

(※1)新型コロナウイルス感染症の影響により市民活動団体等の活動が自粛されたことや、市民活動センターの休館、利用制限を設けたため。

① 市民活動参画支援事業の推進

現 状

市民活動団体が行う住み良いまちづくりに貢献する事業を公募し、採択した団体について補助金を交付するとともに、その事業についてホームページや広報紙に掲載し、事業の報告会を行いました。

課 題

応募する団体が減少傾向にあるため、市民活動団体が活用しやすいよう制度を見直す必要があります。

② 情報交換・学習会の実施

現 状

市民活動センターと連携して、市民活動団体が交流する機会を提供するための講座等を実施しました。コロナ禍においては、ウェブ会議用ツールの講座をリモートにより開催するなど、支援を行いました。

課 題

市民活動センターと連携し、継続的な活動が行えるよう、情報交換や学習会等の機会を設け支援を行うことが必要です。

③ 広報活動の支援

現 状

「広報さの」や市民活動センター情報紙「ここねっと」、市や市民活動センターのホームページやSNSを活用し、市民活動団体の活動情報の発信に努め、団体の広報活動を支援しました。

課 題

市民活動団体の活動状況を捉え、それらをより積極的に広報できるよう支援する必要があります。

推進施策2 活動拠点の利用促進

市民活動の拠点となる施設の利用促進を図るため、アンケートを実施し利用者のニーズを踏まえた研修会や講座を実施しました。また、利用者間の交流を図るための会議の開催や相談業務に取り組むとともに、市民活動に関する情報発信を行ったほか、施設の環境を整備しました。

成果指標	実績基準年	目 標	実 績
	平成29年度 (2017年度)	令和3年度 (2021年度)	令和2年度 (2020年度)
市民活動センター登録団体数	130団体	140団体	124団体

① 市民活動センターの利用促進

現 状

利用者のニーズを踏まえた事業や相談業務の実施に努めました。また、コロナ禍においては利用の制限を設け、感染拡大防止を徹底しながら利用の促進を図りました。

課 題

継続的な市民活動についての情報の収集・提供や必要なツールに関する講習会等の実施、及び相談業務の充実を図ることが必要です。

② 地区公民館等の利用促進

現 状

市民活動に関する情報提供やコミュニティ活動の促進を図るため、地区公民館等において、情報紙の発行や常置により情報提供を行うとともに、清掃活動、レクリエーション等を協働で実施し、地域の活動拠点としての施設の利用促進に努めました。

課 題

市民活動に関する情報発信や施設の環境整備等、地域の活動拠点としての更なる利用促進に向けた取組が求められます。

③ 市民活動スペースの利用促進

現 状

市民活動団体の活動の場として、研修会や会議等での利用促進に努めました。

課 題

市民活動団体等への周知啓発に努め、更に利用促進を図る必要があります。

推進施策3 協働事業の推進

市民活動団体が協働で実施する事業の支援を行い、市民が市民活動に参画できるよう努めました。

成果指標	実績基準年	目 標	実 績
	平成29年度 (2017年度)	令和3年度 (2021年度)	令和2年度 (2020年度)
市民活動参画支援事業の支援 件数(累計)	29件	41件	44件

① 市民協働推進員制度の充実

現 状

市民協働推進員(※1)に対して、協働の理解促進のための研修会を行いました。また、協働事業調べを実施しました。

(※1) 市民との協働によるまちづくりを総合的に推進するため、庁内各部署に市民協働推進員(課長等)を設置しています。

課 題

各課において協働の進め方や手法の理解が不足していることなどから、協働事業の推進が図られていないため、市民協働推進員の活用の改善が必要です。

② 事務事業の委託等の推進

現 状

公共施設の維持管理、美化活動及び協働できる事業について、市民活動団体への委託等を検討し推進しました。

課 題

各課に設置している市民協働推進員をはじめとした職員の協働の理解促進を図り、協働事業を推進していくことが求められます。

基本目標３ 地域活動の充実

町会活動を中心とする地域活動は、さまざまな分野で市と協働を実施しており、ごみの減量化や防犯・防災、情報提供、見守り等の地域課題の解決に向けた様々な活動を展開しています。現在、活動の担い手の減少や未加入世帯の増加等、町会活動の弱体化につながる問題が生じており、町会活動に関わる人材の育成や活動の支援を行い、活動拠点の整備を支援して地域活動の充実を図ります。

町会は、少子高齢化や人口減少が進み、担い手不足、町会未加入世帯の増加等、様々な課題を抱えています。地域活動の充実を図るため、引き続き町会への支援が必要となります。

成果指標	実績基準年	目 標	実 績
	平成２９年度 (２０１７年度)	令和３年度 (２０２１年度)	令和２年度 (２０２０年度)
町会加入世帯割合	８６．１％	８８．４％	８４．３％

推進施策Ⅰ 町会活動支援

地域活動のモデルとなる町会を指定し、支援することにより、町会活動の活性化に努めました。

成果指標	実績基準年	目 標	実 績
	平成２９年度 (２０１７年度)	令和３年度 (２０２１年度)	令和２年度 (２０２０年度)
市民活動モデル町会支援事業の支援町会数(累計)	１２町会	２２町会	１５町会 (※１)

(※１)新型コロナウイルス感染症の影響により町会の活動が自粛されたため。

① モデル町会支援事業の推進

現 状

主体的な地域づくりに取り組む町会を公募し、採択したモデル町会に対し交付金を交付するとともに、当該モデル町会の活動をホームページや広報紙に掲載し、事業の報告会を行いました。

課 題

応募する町会が減少傾向にあり、各町会へ丁寧に周知していく必要があります。

② 地域担当職員制度の充実

現 状

令和元年東日本台風による被害発生後、地域担当職員は、町会長からの要望等の聞き取り及びその回答、数回にわたる生活再建等に係るチラシの配付を行うなど、町会と市をつなぐ役割を果たしました。この活動を教訓として、地域担当職員の増員及び職務の変更を行いました。

課 題

地域活動の充実のためには、地域と地域担当職員との連携強化及び地区町会長協議会の活性化が必要です。

③ 町会長連合会との連携

現 状

町会長連合会及び佐野市の共催により、市民協働による地域づくり講演会を開催しました。町会長連合会地域づくり検討部会では、町会の統合再編を課題とし、当該統合再編に係るアンケート及び地区町会長協議会における意見交換を行いました。

課 題

町会の統合再編は、町会長連合会と連携し、その取組を支援していく必要があります。

④ 事務事業の委託等の推進

現 状

介護予防・日常生活支援総合事業については、町会等へ働きかけ、住民主体で実施するハツラツ元気体操や通所型サービスBについて、委託契約を結びました。これにより高齢者の地域活動への参加を促すとともに、介護予防にもつながりました。

課 題

取組団体を増やすための啓発と事業が継続的に実施できるよう、町会等への支援体制の充実が必要です。

推進施策２ 町会活動の拠点整備支援

町会活動の拠点となる自治公民館の整備について支援を行い、活動環境を改善しました。

成果指標	実績基準年	目 標	実 績
	平成２９年度 (２０１７年度)	令和３年度 (２０２１年度)	令和２年度 (２０２０年度)
整備された施設割合 (交付施設数/自治公民館数)	４５.５％	５４.５％	５６.５％

① 自治公民館整備支援事業の実施

現 状

自治公民館の新築、修繕等に要する経費について、補助金を交付しました。

自治公民館整備実施町会

平成３０年度	６町会
令和元年度	６町会
令和２年度	１０町会

課 題

自治公民館は、町会活動の拠点であり、今後とも整備を支援していく必要があります。



自治公民館（左：大橋町(市街部) 右：上石塚町）

第4章 市民活動を推進するための取組

第1節 計画の基本理念

本市では、市民活動に関する施策を推進するため、佐野市市民活動推進計画を策定し、第一期計画から第三期計画において取り組んできました。

第四期計画においては、第三期計画の基本理念「市民参加による自立したまちづくり」を継承するとともに、第三期計画の現状と課題から、次の4つの基本目標を掲げ、時代に即した市民活動の更なる推進を図ります。

第2節 計画の基本目標

基本目標1 市民参画・協働の理解促進

協働によるまちづくりを推進するため、協働や市民活動に関する情報の収集と提供に取り組めます。また、市民活動への参加や市政参画への機会の充実を図るほか、災害ボランティア活動への理解促進を図り、災害ボランティア活動の推進を図ります。

基本目標2 市民活動団体への支援

市民活動を継続的かつ発展的な活動につなげていくためには、新しい生活様式への変容など社会の変化に即した市民活動団体への支援が必要となります。次代を担う人材の育成や市民活動の拠点施設としての市民活動センターの運営の充実を図り、市民活動団体の支援に努めます。

基本目標3 多様な主体との連携強化

多様な市民ニーズと地域課題に応えるために、市民活動団体と事業者の連携を強化し、協働の推進を図るとともに、高校や大学等との連携を推進し、多様な主体による市民協働の促進を図ります。

基本目標4 地域活動の充実

地域活動の中心となる町会活動は、防犯・防災、見守り等の地域課題の解決に向けた活動であり、様々な分野で市との協働による活動となっています。現在、町会活動の担い手の減少、町会未加入世帯の増加等、町会の弱体化につながる問題が生じているため、町会活動に関する情報提供、町会活動に係る人材の育成、活動拠点の整備その他町会活動の支援を行い、地域活動の充実を図ります。

第3節 計画の体系

基本理念	基本目標	推進施策	推進事業
市民参加による自立したまちづくり	1 市民参画・協働の理解促進	1. 協働の基本的な考え方の理解促進	①市民活動情報の収集・提供 ②市民への周知・啓発 ③市職員の理解促進
		2. 市民参画のための場の提供	①誰もが市民活動に参加できる機会の提供 ②誰もが市政に参画できる機会の提供
		3. 災害ボランティア活動の推進	①市民への周知・啓発 ②災害ボランティア活動の推進に向けた場の提供
	2 市民活動団体への支援	1. 市民活動団体の育成と支援	①市民活動参画支援事業等の推進 ②市民活動保険の運用
		2. 市民活動を担う人材の育成	①協働の担い手の育成・活用 ②相談業務の充実
		3. 市民活動センターの充実	①情報の収集・提供及び広報支援 ②情報交換・学習会の実施 ③相談業務の充実 ④市民活動センターの利用促進 ⑤コーディネート体制の構築
	3 多様な主体との連携強化	1. 事業者等との協働の推進	①協働事業の推進 ②市民活動団体・事業者との協働 ③高校・大学との連携 ④災害ボランティア活動の推進に向けた連携
	4 地域活動の充実	1. 町会支援	① 情報の提供 ② 地域と地域担当職員との連携強化 ③ 町会長連合会との連携 ④ 事務事業の委託等の推進 ⑤ 町会活動の拠点整備支援

第4節 施策の展開

基本目標Ⅰ 市民参画・協働の理解促進

成果指標	実績基準年	目 標
	令和2年度 (2020年度)	令和7年度 (2025年度)
市民活動に参加している、もしくは 参加したことがある市民の割合	64.6%	73.0%

(市政に関するアンケート調査より)

推進施策Ⅰ 協働の基本的な考え方の理解促進

協働の主体である市民、市民活動団体、事業者に対して、協働の意義や理念、市民活動の状況を様々な広報媒体によって広く紹介し、その活動の意義や社会的役割などについて理解や関心を深めるとともに、活動の参加への促進につながるような情報提供に努めます。

成果指標	実績基準年	目 標
	令和2年度 (2020年度)	令和7年度 (2025年度)
市民活動センター利用者数	5,482人	18,760人

① 市民活動情報の収集・提供

市民活動や市民協働の事業等に関する情報や活動団体の紹介、及び活動事例とその成果等について積極的に情報を収集し発信します。

・情報紙等の活用

「広報さの」や市民活動情報紙により、市民活動についての情報提供や活動事例の紹介を行うほか、市民活動センターが行う一斉メール配信（ここねっとメール）の活用とメール登録者を増やし、迅速な情報提供に努めます。また、市民活動情報紙を市有施設等に設置し、情報発信・提供の工夫に努めます。

・市及び市民活動センターのホームページの充実

積極的に情報を収集し、市や市民活動センターのホームページにより、情報の提供を行います。また、SNSを活用し、タイムリーな情報発信に努めます。

・マスメディアの活用

新聞や情報紙、テレビ等の様々な広報媒体を活用し、市民活動の情報を積極的に発信します。

〔関係課〕 市民活動促進課、都市ブランド推進課、市民活動センター ほか

② 市民への周知・啓発

市民活動や協働への理解を深めるための啓発を行うとともに、市民活動への自主的、主体的参加を促すための講演会や講座の実施に取り組めます。

〔関係課〕 市民活動促進課、市民活動センター ほか

③ 市職員の理解促進

職員の市民活動や協働への意識・理解を深めるとともに、市民活動への自主的、主体的参加を促すための講演会や講座の実施に取り組むほか、市民活動への参加型研修について検討します。

〔関係課〕 市民活動促進課、人事課 ほか

推進施策２ 市民参画のための場の提供

市民活動を始めるきっかけは、情報に触れるだけでなく、実際に活動を体験することや、地域課題を認識する機会があることも重要です。市民が求める市民活動の情報を提供し、地域課題に気づく場の創出に努めます。また、市民の意見を施策に反映しやすい環境整備に努めます。

成果指標	実績基準年	目 標
	令和２年度 (２０２０年度)	令和７年度 (２０２５年度)
講座・研修会等参加者数	７３人	４７０人

① 誰もが市民活動に参加できる機会の提供

市民活動センター等と連携し、ボランティアの体験プログラムや入門講座の実施をするなど、市民が新たに市民活動に参加する機会や、市民活動団体との交流を図る場を提供します。

〔関係課〕 市民活動促進課、市民活動センター ほか

② 誰もが市政に参画できる機会の提供

行政サービスの内容や現状、計画の策定過程等の情報の積極的な公開や市民等の意見が政策形成にいかされるように各審議会等への市民参加の促進を図り、市政への参画の機会の充実を図ります。

〔関係課〕 市民活動促進課、都市ブランド推進課、行政経営課 ほか

推進施策3 災害ボランティア活動の推進

令和3年7月1日に施行された「佐野市災害ボランティア活動推進条例」についての理解促進を図るため、関係機関等と連携し、周知・啓発に努め、災害ボランティア活動の推進を図ります。

成果指標	実績基準年	目 標
	令和2年度 (2020年度)	令和7年度 (2025年度)
社会福祉法人佐野市社会福祉協議会 における災害分野ボランティア活動 登録者数	28人	53人

① 市民への周知・啓発

令和3年7月1日に施行された「佐野市災害ボランティア活動推進条例」を推進していくためには、災害ボランティア活動への理解促進を図る必要があります。関係課や社会福祉法人佐野市社会福祉協議会（※以下市社会福祉協議会）、市民活動センター等と連携し、周知・啓発に取り組みます。

〔関係課〕 市民活動促進課、市民活動センター ほか

② 災害ボランティア活動の推進に向けた場の提供

災害ボランティア活動の理解促進から活動へとつなげていくため、関係課や市社会福祉協議会、市民活動センター等と連携し、講習会や研修会等を開催します。

〔関係課〕 市民活動促進課、市民活動センター ほか



高校生ボランティアスクールにおいて
佐野市災害ボランティア活動推進条例の説明

令和元年東日本台風被災において
災害ボランティアセンターを通して行われた災害ボランティア活動



基本目標 2 市民活動団体への支援

成果指標	実績基準年	目 標
	令和2年度 (2020年度)	令和7年度 (2025年度)
市民活動に携わっている団体数	384団体	399団体

推進施策Ⅰ 市民活動団体の育成と支援

市民活動団体が行う事業について補助金を交付することや、市民活動団体の紹介及び事業の効果などを広く周知し育成・支援します。また、市民活動補償制度の周知・運用に努め、市民活動への参加の促進に取り組みます。

成果指標	実績基準年	目 標
	令和2年度 (2020年度)	令和7年度 (2025年度)
市民活動参画支援事業の支援件数 (累計)	44件	61件

① 市民活動参画支援事業等の推進

市民活動団体が行う住み良いまちづくりに貢献する事業を公募し、採択した事業に対し補助金を交付するとともに、ホームページや広報紙等に掲載し報告会を開催します。

また、市民活動団体が活用しやすくなるよう制度の見直しを検討します。

〔関係課〕 市民活動促進課、政策調整課 ほか

② 市民活動保険の運用

市民が安心して市民活動に参加できるよう、令和3年6月から市が市民活動保険に加入しています。この制度の周知に努め、引き続き市民活動補償制度について、実態に即した保険制度の運用を行います。

〔関係課〕 市民活動促進課

推進施策２ 市民活動を担う人材の育成

市民活動を担う人材の発掘・育成のために、これから市民活動をはじめる若い世代から、今後の市民活動において大きな役割を担うと期待されるシニア世代までの各層に向けて、講演会等の開催や市民活動団体との交流の機会を創出し、市民活動への理解促進に努めるとともに、市民活動に関する相談業務の充実を図ります。

成果指標	実績基準年	目 標
	令和２年度 (２０２０年度)	令和７年度 (２０２５年度)
市民活動センター登録団体構成員数	９,２９０人	９,３１５人

① 協働の担い手の育成・活用

協働に関する講演会や講座の開催、及び教育委員会、関係課との連携事業により協働の新たな担い手を発掘し、活動実践者を登用した事業を積極的に行います。

〔関係課〕 市民活動促進課、市民活動センター ほか

② 相談業務の充実

市民活動促進課や市民活動センターを窓口として、これから市民活動をはじめようとする団体や市民活動実践者に対して、市民活動に対する相談業務の充実を図ります。

〔関係課〕 市民活動促進課、市民活動センター

推進施策３ 市民活動センターの充実

市民活動の拠点である市民活動センターの利用促進を図るため、施設の環境整備、情報発信、利用者相互の交流促進、相談業務の充実、利用者ニーズを踏まえた事業の実施に取り組むほか、市民活動団体同士や市民活動団体と事業者等とを結ぶコーディネート機能の充実を図ります。

成果指標	実績基準年	目 標
	令和２年度 (２０２０年度)	令和７年度 (２０２５年度)
市民活動団体への活動依頼数	４１件	５２件

① 情報の収集・提供及び広報支援

広く市民活動団体の活動内容等を紹介し、活動の輪を広げるための広報を行い、市民活動団体を支援します。また、市民活動団体が継続して活動していくために必要な人材、資金等の情報や有益な講座、研修会等の情報の収集・提供を行い、市民活動団体の組織基盤の強化を図ります。

〔関係課〕 市民活動促進課、市民活動センター

② 情報交換・学習会の実施

市民活動団体の活動の活性化、市民活動団体間の情報共有や連携を強化するため、市民活動センターにおいて、オンラインを活用し市民活動団体が交流する機会づくりや連携事業を実施するとともに、利用者ニーズにあった講座等の実施や市民活動団体の運営能力向上を目的とした研修会など、学習機会の充実を図ります。

〔関係課〕 市民活動促進課、市民活動センター

③ 相談業務の充実

新たな団体の設立や市民活動団体の運営に係わる課題や問題点について、相談業務の充実を図ります。

〔関係課〕 市民活動促進課、市民活動センター

④ 市民活動センターの利用促進

市民活動センターの利用者のニーズを的確に捉えた事業や、交流を図る事業を実施し、利用者主体の活動を推進するとともに、市民活動団体の様々な情報や活動支援情報を分かりやすく提供するため、館内の掲示板や情報コーナー等の充実を図ります。

〔関係課〕 市民活動促進課、市民活動センター

⑤ コーディネート体制の構築

市民活動団体が活動をより効果的に展開していくため、市民活動団体同士の連携や市民活動団体と地域の連携、市民活動団体と事業者の連携を図り、多様な協働を創り出すコーディネート機能の向上を図ります。

〔関係課〕 市民活動促進課、市民活動センター

基本目標 3 多様な主体との連携強化

成果指標	実績基準年	目 標
	令和2年度 (2020年度)	令和7年度 (2025年度)
協働した事業数(※1)	126事業	156事業

(※1)多様な主体と市が協働(委員会・審議会、共催・実行委員会、委託、指定管理、補助、事業協力、後援、寄付、協賛金)をして取り組んだ事業数

推進施策1 事業者等との協働の推進

多様な主体同士の協働を促進するため、各主体がより良い関係を構築できる機会を創出するほか、協働ガイドブックを作成し、その活用を図るとともに、市民協働推進員制度を活用し、協働事業の推進を図ります。

成果指標	実績基準年	目 標
	令和2年度 (2020年度)	令和7年度 (2025年度)
事業者と協働している事業数	16事業	21事業

① 協働事業の推進

協働ガイドブックの作成や研修により市民協働推進員の協働についての理解促進を図り、課題解決のための協働事業の推進に取り組みます。

〔関係課〕 市民活動促進課 ほか

② 市民活動団体・事業者との協働

市民活動センターのホームページ等により、企業の社会貢献活動に関する情報収集や提供に努めるほか、市民活動団体と事業者間の交流会を開催し、交流を深めることで活動の連携を促進します。

〔関係課〕 市民活動促進課、市民活動センター ほか

③ 高校・大学との連携

市内の高等学校及び宇都宮大学、東京農工大学、佐野日本大学短期大学、足利大学等の高等教育機関と協調関係を深め、専門的知識や学生の新しい視点での取組をいかし連携事業を推進します。

〔関係課〕 市民活動促進課、都市ブランド推進課 ほか

④ 災害ボランティア活動の推進に向けた連携

令和3年7月1日に施行された「佐野市災害ボランティア活動推進条例」により、災害ボランティア活動を推進するため、市社会福祉協議会や市民活動センター等と連携し、講習会等の実施や佐野市連携支援ネットワーク（※1）の充実を図ります。

〔関係課〕 市民活動促進課、市民活動センター ほか

（※1）佐野市連携支援ネットワーク

参画団体：市社会福祉協議会、市民活動センター、佐野市国際交流協会、市

目 的：令和3年1月に災害時の支援活動において民間主体が十分にその力を発揮できるよう組織された。情報や意見の交換を行う場として自主性を尊重した活動環境の整備を図る。

活動内容：【平時】ネットワーク活動にいかせるイベント時に会議等を開催し、災害時における参画団体の役割の確認や研修会等を実施する。

【災害時】会議を開催し、参画団体が把握する情報を共有・連携し災害支援にいかす。

第1回災害時情報共有ネットワーク検討会議（令和2年10月7日：佐野市中央公民館）

（連携支援ネットワーク方針の策定に向け意見交換等を行いました）



基本目標 4 地域活動の充実

成果指標	実績基準年	目 標
	令和2年度 (2020年度)	令和7年度 (2025年度)
町会加入世帯割合	84.3%	88.0%

推進施策Ⅰ 町会支援

町会は、地域の連帯感の向上を図り、様々な地域の課題解決に取り組むとともに、自己の意思及び責任において、まちづくりを行っています。町会活動のモデルとなる町会を支援し、当該活動を他の町会に周知することにより、他の町会での実践を促し、地域活動の活性化を図ります。

成果指標	実績基準年	目 標
	令和2年度 (2020年度)	令和7年度 (2025年度)
市民活動モデル町会支援事業の支援 町会数(累計)	15町会	18町会

① 情報の提供

新型インフルエンザ等の感染予防、災害等に関する情報の提供を行い、町会の活動及び運営の支援を行います。

〔関係課〕 市民活動促進課 ほか

② 地域と地域担当職員との連携強化

地域担当職員は、地域の住民の公益的な活動に役立つ情報を提供し、地区町会長協議会の活性化に努め、また、地域の課題等を把握し、その関係する課と連絡調整を行います。災害、事故その他の緊急事態においては、地域との連絡調整を行います。地域担当職員制度の継続的な運用を図るため、制度の見直しを行います。

〔関係課〕 市民活動促進課 ほか

③ 町会長連合会との連携

町会長連合会と連携し、地域づくり講演会の開催、コロナ禍の町会活動維持の支援、町会の統合・再編に係る検討及び町会の情報発信に係る研究を行います。

〔関係課〕 市民活動促進課 ほか

④ 事務事業の委託等の推進

介護予防・日常生活支援総合事業等について、町会への委託等を推進します。

〔関係課〕 いきいき高齢課、市民活動促進課 ほか

⑤ 町会活動の拠点整備支援

町会活動の拠点となる自治公民館の新築、修繕等について支援を行い、活動環境を改善して地域活動の活性化を図ります。

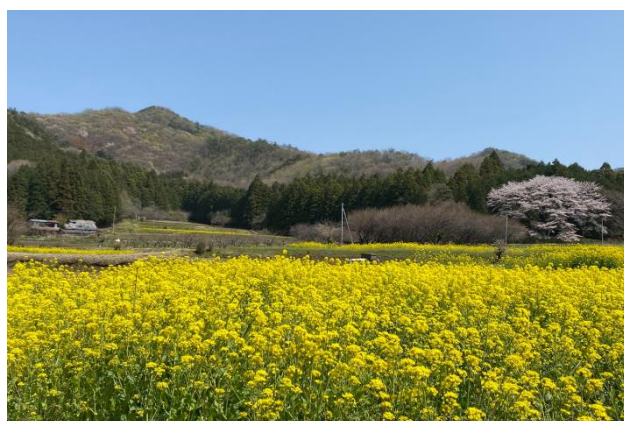
〔関係課〕 市民活動促進課

令和2年度 市民活動モデル町会支援事業

正雲寺町会（獣害防止対策事業）



梅園町会（梅園菜の花プロジェクト）



第5章 計画の推進に向けて

第1節 計画の推進体制

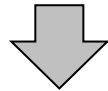
○市民活動推進委員会（市長の附属機関）

1. 役割

市民活動の推進に関する施策を調査審議し、その内容について市長へ意見を述べる。

2. 委員（15名以内）

市民活動に関し識見を有する者、市民活動を実践している者、公募に応じた者



○市民活動推進本部

1. 役割

市民活動推進計画の策定及び推進に関すること

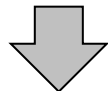
2. 組織

（本部長）行政経営部所管の副市長（副本部長）行政経営部長

（本部委員）総合政策部長 市民生活部長 こども福祉部長

健康医療部長 産業文化部長 観光スポーツ部長 都市建設部長

教育総務部長



○幹事会

1. 役割

市民活動推進計画の原案の策定

2. 組織

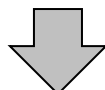
（幹事長）行政経営部長 （副幹事長）市民活動促進課長

（幹事）政策調整課長 都市ブランド推進課長 財政課長 行政経営課

長 危機管理課長 人事課長 市民生活課長 社会福祉課長 いき

いき高齢課長 産業立市推進課長 観光立市推進課長 都市計画課

長 生涯学習課長



○市民協働推進員

1. 役割

所属する課等における協働に関する事業の調査及び検討

2. 市民協働推進員

課長等の職にある職員

第2節 計画の進行管理等

(1) 事業実施課による自己評価

事業所管課が実施した協働事業を自ら評価します。この評価については、事務事業評価により実施します。

(2) 市民活動推進本部による評価

市民協働推進員は、所属部署における協働に関する事業の調査及び協働で取り組む事業の検討を行います。その内容を踏まえて、市民活動推進本部幹事会において、次期計画の見直しを検討し、推進本部において計画内容を定めます。

(3) 市民活動推進委員会の助言

市民活動推進委員会は、市民活動の推進に関する施策を調査審議するとともに、事業実施における助言を行います。

資料編

Ⅰ 市政に関するアンケート調査（抜粋）

<平成30年度>

調査期間 平成30年12月14日～平成31年1月15日

調査対象 満18歳以上の男女2,000人（住民基本台帳から等間隔無作為抽出）

回答者数（回収率）864（43.2%）

性別回答数 （構成比）	男性	402（46.5%）	女性	446（51.6%）
	無回答	16（1.9%）	市全体	864（100%）
年齢区分別 回答数 （構成比）	18～29歳	101（11.7%）	30～39歳	99（11.5%）
	40～49歳	130（15.0%）	50～59歳	141（16.3%）
	60～69歳	199（23.0%）	70歳以上	181（20.9%）
	無回答	13（1.5%）	市全体	864（99.9%）

<令和元年度>

調査期間 令和元年12月13日～令和2年1月14日

調査対象 満18歳以上の男女2,000人（住民基本台帳から等間隔無作為抽出）

回答者数（回収率）994（49.7%）

性別回答数 （構成比）	男性	451（45.4%）	女性	534（53.7%）
	無回答	9（0.9%）	市全体	994（100%）
年齢区分別 回答数 （構成比）	18～29歳	82（8.2%）	30～39歳	134（13.5%）
	40～49歳	135（13.6%）	50～59歳	149（15.0%）
	60～69歳	224（22.5%）	70歳以上	230（23.1%）
	無回答	40（4.0%）	市全体	994（99.9%）

<令和2年度>

調査期間 令和2年12月18日～令和3年1月19日

調査対象 満18歳以上の男女2,000人（住民基本台帳から等間隔無作為抽出）

回答者数（回収率）1,124（56.2%）

性別回答数 （構成比）	男性	507（45.1%）	女性	599（53.3%）
	無回答	18（1.6%）	市全体	1,124（100%）
年齢区分別 回答数 （構成比）	18～29歳	104（9.3%）	30～39歳	141（12.5%）
	40～49歳	191（17.0%）	50～59歳	151（13.4%）
	60～69歳	243（21.6%）	70歳以上	228（20.3%）
	無回答	66（5.9%）	市全体	1,124（100%）

アンケート１ (％)

あなたは、「協働」という言葉やその内容を知っていますか。		平成３０年度	令和元年度	令和２年度
回答	「協働」の内容を理解している	２２.６	１７.３	１４.２
	「協働」という言葉は知っているが、内容はわからない	２７.８	２９.８	２９.６
	「協働」という言葉を初めて聞いた	４６.３	４９.６	５１.５
	無回答	３.４	３.３	４.６

アンケート２ (％)

あなたは、これまで何らかの市民活動(ボランティア活動、NPO活動、コミュニティ活動、自治会・育成会等)をしたことがありますか。		平成３０年度	令和元年度	令和２年度
回答	現在、活動している	１８.２	１６.６	２０.６
	過去に活動したことはあるが、現在は活動していない	４１.７	４０.０	４４.０
	活動したことはない	３７.４	４０.３	３１.７
	無回答	２.８	３.０	３.６

アンケート３ (％)

これからのまちづくりは、市民が主体であることが重要であるとされていますが、あなたは、佐野市のまちづくりが市民主体で行われていると思いますか。		平成３０年度	令和元年度	令和２年度
回答	そう思う	８.０	５.６	７.０
	どちらかといえばそう思う	２０.３	２２.９	２０.９
	どちらかといえばそう思わない	２４.５	２６.２	２３.５
	そう思わない	１２.３	１１.８	１２.４
	わからない	３２.３	３０.５	３２.１
	無回答	２.７	３.０	４.１

＊「市政に関するアンケート」

この調査は、市民の意見や要望を把握し、今後の施策の基礎資料とするため、毎年、満１８歳以上の男女２,０００人を無作為に抽出して行っています。

内容は、「佐野市の住みやすさ」、「市政全般」、「各取組に関すること」等です。その中で市民活動に関する設問について抜粋しました。

2 策定経過

佐野市市民活動推進委員会（市民）

実施時期	実施項目	内容等
R 2. 9	令和 2 年度第 2 回市民活動推進委員会（書面開催）	佐野市市民活動推進計画（第三期計画）の現状と第四期計画における取組課題について
R 3. 3. 17	令和 2 年度第 3 回市民活動推進委員会	佐野市市民活動推進計画（第三期計画）の現状と第四期計画における取組課題についての意見のまとめ
R 3. 9	令和 3 年度第 2 回市民活動推進委員会（書面開催）	佐野市市民活動推進計画（第四期計画）（案）の審議
R 3. 10. 27	令和 3 年度第 3 回市民活動推進委員会	佐野市市民活動推進計画（第四期計画）（案）の内容確認
R 4. 3	令和 3 年度第 4 回市民活動推進委員会（書面開催）	佐野市市民活動推進計画（第四期計画）の報告

佐野市市民活動推進本部会議等（庁内）

実施時期	実施項目	内容等
R 3. 8	第 1 回市民活動推進本部幹事会（書面開催）	佐野市市民活動推進計画（第四期計画）原案の審議
R 3. 8	第 1 回市民活動推進本部会議（書面開催）	佐野市市民活動推進計画（第四期計画）原案の審議
R 3. 10	第 2 回市民活動推進本部会議・幹事会合同会議（書面開催）	佐野市市民活動推進計画（第四期計画）案の審議・策定
R 4. 1	パブリックコメントの実施	佐野市市民活動推進計画（第四期計画）についてパブリックコメントの実施

3 佐野市市民活動推進条例

私たちのまち佐野市は、万葉の詩情あふれる豊かな自然に恵まれ、先人たちの英知と努力により人と自然が調和した個性と魅力ある地域社会を築いてきた。

今日の地域社会は、少子高齢化、高度情報化、国際化へと進み、市民の要望や価値観は多様化し、地域が抱える課題も多岐にわたり、かつ、複雑化してきている。そこで、柔軟性や専門性を持つ市民や市民活動団体による活動が、様々な地域課題の解決の一役を担うことが求められる。

本市が活力あるまちとして発展し続けるためには、市民一人一人が家庭、地域、学校、職場などの様々な場で市民活動に関心を持ち、実践することにより地域で支えあうことの大切さを認識する必要がある。そして、公益という共通の価値観のもと、市民、市民活動団体、事業者及び市が相互の特性を尊重し、対等な立場で協働することが重要である。さらに、市民、市民活動団体及び事業者の創意工夫と行動力をいかした新たな公共サービスへの進展が求められる。

ここに、市民活動を推進し、人と人との触れ合いの輪を広げ、生き生きと暮らしやすい地域社会の実現を目指すため、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、市民活動の推進に関する基本理念を定め、市の責務並びに市民、市民活動団体及び事業者の役割を明らかにするとともに、市民活動の推進を図り、もって活力ある地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「市民活動」とは、営利を目的とせず、不特定多数の者の利益の増進に寄与することを目的として自主的に行うものであって、次の各号のいずれにも該当しないものをいう。

(1) 宗教の教義を広め、及び儀式行事を行い、並びに信者を教化し、及び育成することを目的とする活動

(2) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを目的とする活動

(3) 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。以下同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする活動

2 この条例において「市民活動団体」とは、市民活動を行うことを主たる目的とし、継続的にその活動を行う団体をいう。

3 この条例において「市民」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

(1) 市の区域内に居住する者

(2) 市の区域内に存する事務所又は事業所に勤務する者

(3) 市の区域内に存する学校に在学する者

4 この条例において「事業者」とは、市の区域内において、営利を目的とする事業活動を行う個人及び法人その他の団体をいう。

(基本理念)

第3条 市民、市民活動団体、事業者及び市は、相互に理解を深め、対等な立場で協働することにより市民活動を推進するものとする。

2 市民活動の推進に当たっては、市民活動の自主性及び自立性が尊重されなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、市民活動の推進に関する施策を総合的に策定し、実施しなければならない。

2 市は、市民活動の推進に関する施策の実施に当たっては、当該施策に市民、市民活動団体及び事業者の意見が反映されるよう努めるものとする。

3 市は、市民活動が円滑に推進されるよう適切な措置を講ずるものとする。

(市民の役割)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、市民活動に関する理解を深めるとともに、市民活動に積極的に参加するよう努めるものとする。

(市民活動団体の役割)

第6条 市民活動団体は、基本理念にのっとり、市民活動を行うとともに、当該市民活動団体に関する情報を積極的に提供し、広く市民に理解されるよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第7条 事業者は、基本理念にのっとり、地域社会の一員として、市民活動に関する理解を深め、自発的に市民活動の発展及び推進に協力し、これを支援するよう努めるものとする。

(情報の提供)

第8条 市は、市民活動を推進するために必要な情報を積極的に提供しなければならない。

(人材の育成)

第9条 市は、市民活動を推進する人材を育成するため、研修の機会の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

(交流及び連携を推進するための措置)

第10条 市は、市民、市民活動団体及び事業者の相互の交流及び連携を推進するために必要な措置を講ずるものとする。

(佐野市市民活動推進委員会)

第11条 市民活動の推進を図るため、市長の附属機関として、佐野市市民活動推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

(1) 市民活動の推進に関する施策を調査審議すること。

(2) 前号に掲げるもののほか、市民活動の推進に関し必要な事項

(3) 佐野市市民活動センター条例（平成19年佐野市条例第45号）第1条に規定する佐野市市民活動センターの運営に関し評価を行うこと。

(4) 前3号に掲げる事項に関し市長に意見を述べること。

- 3 委員会は、委員15人以内をもって組織する。
 - 4 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。
 - (1) 市民活動に関し識見を有する者
 - (2) 市民活動を実践している者
 - (3) 公募に応じた者
 - 5 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
 - 6 委員は、再任されることができる。
 - 7 前各項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。
- (委任)

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

令和2年度 市民活動参画支援事業



ふくろう隊協力隊みまもーるガールズ
(みまもーるガールズ事業)



NPO法人子どものとなり佐野
(子どもの貧困・児童虐待防止支援活動事業)



安蘇史談会
(地域文化・歴史等の普及啓発事業)

4 佐野市災害ボランティア活動推進条例

(目的)

第1条 この条例は、災害ボランティア活動の推進に関する基本理念を明らかにするとともに、市の責務、市民の理解等、事業者の協力その他の災害ボランティア活動の推進に関する基本的な事項を定めることにより、市、災害ボランティア団体等、災害ボランティアセンター及び関係行政機関その他の関係機関の連携協力の下、災害ボランティア活動を迅速かつ円滑に行い、災害の被災者への支援を推進し、もって安心して暮らすことができる社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 災害ボランティア活動 災害の被災者を支援するためのボランティア活動及び当該ボランティア活動が迅速かつ円滑に行われるためのボランティア活動をいう。
- (2) 市民 次のいずれかに該当する者をいう。
 - ア 市の区域内に居住する者
 - イ 市の区域内に存する事務所又は事業所に勤務する者
 - ウ 市の区域内に存する学校に在学する者
- (3) 災害 暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、地震、噴火その他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発その他のその及ぼす被害の程度においてこれらに類する大規模な事故により生ずる被害をいう。
- (4) 災害ボランティア団体等 災害ボランティア活動を行う団体又は個人をいう。
- (5) 災害ボランティアセンター 災害の発生時において、災害ボランティア活動を迅速かつ円滑に行うため、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第109条第1項に規定する市町村社会福祉協議会が運営する組織をいう。

(基本理念)

第3条 災害ボランティア活動の推進は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- (1) 相互扶助と連帯の精神に基づいて行うこと。
- (2) 災害の被災者の意向並びに災害ボランティア団体等の自主性及び自律性が尊重されること。
- (3) 災害の被災者の権利利益の保護並びに災害ボランティア活動を行う者の生命及び身体の安全の確保について十分配慮すること。
- (4) 市、災害ボランティア団体等、災害ボランティアセンター及び関係行政機関その他の関係機関の連携協力の下、行われること。

(市の責務)

第4条 市は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、災害ボランティア活動を推進する責務を有する。

2 市は、市民が、災害ボランティア活動に関する理解と関心を深め、災害ボランティア活動を積極的に行う意欲を高めるため、災害ボランティア活動に関する啓発及び知識の普及その他の必要な措置を講ずるものとする。

（市民の理解等）

第5条 市民は、災害ボランティア活動に関する理解と関心を深めるよう努めるとともに、基本理念にのっとり、それぞれその実情に応じて、災害ボランティア活動を積極的に行うよう努めるものとする。

（事業者の協力）

第6条 事業者は、その事業に従事する者が災害ボランティア活動を積極的に行うことができるようにするため、それぞれその実情に応じて、職場環境を整備するよう努めるものとする。

（情報の収集及び提供）

第7条 市長は、災害ボランティア活動が迅速かつ円滑に行われるため、災害ボランティア団体等、災害ボランティアセンター及び関係行政機関その他の関係機関と緊密な連携協力を図り、災害に関する情報の収集及び的確な情報の提供に努めるものとする。

（環境の整備等）

第8条 市長は、災害ボランティア活動が迅速かつ円滑に行われ、及び災害ボランティア活動を行う意欲を有する者が迅速かつ容易に当該災害ボランティア活動を行うことができるようにするため、平時から災害ボランティア活動に係る環境の整備及び災害ボランティア団体等との連携の強化を図るものとする。

（人材の育成）

第9条 市長は、災害ボランティア団体等が、災害の被災者の意向を適切に把握し、迅速かつ円滑に対応することができるようにするため、災害ボランティア活動に関する専門的知識を有する人材の育成に努めるものとする。

（市の区域外における災害ボランティア活動）

第10条 市長は、市民が市の区域外の災害の被災地において災害ボランティア活動を行うことができるよう支援に努めるものとする。

附 則

この条例は、令和3年7月1日から施行する。

5 佐野市市民活動センター条例

(設置)

第1条 市民活動（佐野市市民活動推進条例（平成19年佐野市条例第44号）第2条第1項に規定する市民活動をいう。以下同じ。）の推進を図り、もって活力ある地域社会の形成に資するため、佐野市市民活動センター（以下「センター」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
佐野市市民活動センター	佐野市大橋町3211番地5

(事業)

第3条 センターは、次に掲げる事業を行う。

- (1) 市民活動に関する研修及び人材の育成に関すること。
- (2) 市民活動を行う者の相互連携及び交流の推進に関すること。
- (3) 市民活動に関する情報の収集及び提供並びに相談に関すること。
- (4) 市民活動のための施設の提供に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、センターの設置の目的を達成するために必要な事業（指定管理者による管理）

第4条 市長は、センターの管理を地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

(指定管理者の業務)

第5条 指定管理者が行う業務は、次のとおりとする。

- (1) 第3条各号に掲げる事業の実施に関すること。
- (2) センターの施設及び附属設備（以下「施設等」という。）の利用の許可に関すること。
- (3) 施設等の維持管理に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める業務

(開館時間)

第6条 センターの開館時間は、次のとおりとする。ただし、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、市長の承認を受けて、これを変更することができる。

- (1) 日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
午前9時から午後6時まで
- (2) 火曜日から土曜日まで 午前9時から午後9時まで

(休館日)

第7条 センターの休館日は、次のとおりとする。ただし、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、市長の承認を受けて、これを変更し、又は臨時に休館日を定めることができる。

- (1) 月曜日
 - (2) 12月29日から翌年の1月3日までの日
- (利用者の範囲)

第8条 センターを利用することができる者は、市民活動を行う個人及び法人その他の団体とする。

(利用の許可)

第9条 センターの次に掲げる施設及び附属設備を利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更し、又は利用を取り消そうとするときも、同様とする。

- (1) 研修室
- (2) 点訳室
- (3) 作業室
- (4) 録音室
- (5) 印刷室

2 指定管理者は、センターの管理上必要があると認めるときは、前項の許可に条件を付することができる。

(利用の制限)

第10条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、施設等の利用を許可しない。

- (1) センターの設置の目的に反するとき。
- (2) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。
- (3) センターの施設又は附属設備を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、センターの管理上支障があるとき。

(施設等の変更禁止)

第11条 第9条第1項の利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、施設等に特別の設備を設置し、又は変更を加えてはならない。ただし、あらかじめ指定管理者の許可を受けたときは、この限りでない。

(目的外利用等の禁止)

第12条 利用者は、許可を受けた目的以外に施設等を利用し、又は利用する権利を他人に譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(物品販売等の禁止)

第13条 センターにおいては、物品の販売、広告物の掲示及び配布、寄附の募集その他これらに類する行為をしてはならない。ただし、市長の許可を受けたときは、この限りでない。

(利用許可の取消し等)

第14条 指定管理者は、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合又はセンターの管理上特に必要があるときは、当該許可に係る条件を変更し、若しくは利用を停止し、又は当該許可を取り消すことができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。
 - (2) 偽りその他不正の手段により利用の許可を受けたとき。
 - (3) 利用の許可の条件又は指定管理者の指示に従わないとき。
- 2 前項の規定による措置によって利用者に損害が生ずることがあっても、市及び指定管理者は、その責めを負わない。

(利用料金)

第15条 センターの施設の利用に係る料金は、無料とする。

- 2 センターの有料の附属設備は、ロッカーとする。
- 3 ロッカーの利用者は、指定管理者に利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を前納しなければならない。
- 4 利用料金の額は、別表に定める金額の範囲内において、あらかじめ市長の承認を受けて、指定管理者が定めるものとする。
- 5 利用料金は、指定管理者の収入とする。

(利用料金の不還付)

第16条 既納の利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を還付することができる。

- (1) 利用者の責めに帰することができない理由によりロッカーを利用することができなくなったとき。
- (2) 許可を受けた利用開始日の前日までに利用の取消し又は変更を申し出たとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特別の理由があると認めるとき。

(入館の制限)

第17条 指定管理者は、センターの入館者（以下「入館者」という。）が次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、入館を拒み、又は退館を命ずることができる。

- (1) センターの秩序を乱し、若しくは他の入館者に迷惑を及ぼし、又はこれらのおそれがあるとき。
- (2) センターの施設又は附属設備を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。
- (3) 指定管理者の指示に従わないとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、センターの管理上支障があるとき。

(原状回復の義務)

第18条 利用者は、施設等の利用が終わったとき、又は第14条第1項の規定により利用を停止され、若しくは許可を取り消されたときは、速やかに当該施設等を原状に回復し、又は搬入した物件を撤去しなければならない。ただし、指定管理者の承認を受けたときは、この限りでない。

(損害賠償の義務)

第19条 利用者又は入館者は、故意又は過失によりセンターの施設又は附属設備を損傷し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(委任)

第20条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。ただし、第15条第4項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日の前日までにこの条例による改正前の佐野市総合ボランティアセンター条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例による改正後の佐野市市民活動センター条例の相当規定によりなされたものとみなす。

別表（第15条関係）

区分	金額
ロッカー	1個1月につき100円

備考

- 1 利用期間が1月に満たないときは1月、利用期間に1月未満の端数があるときはその端数を1月とする。
- 2 利用料金の額には、消費税額と地方消費税額との合計額に相当する額を含む。

6 佐野市市民活動推進委員会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、佐野市市民活動推進条例（平成19年佐野市条例第44号。以下「条例」という。）第11条第7項の規定に基づき、佐野市市民活動推進委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員長及び副委員長)

第2条 委員会に委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選によりこれらを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第3条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求めて、その意見又は説明を聴くことができる。

(会議の公開)

第4条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、公開とする。ただし、委員長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、会議の一部又は全部を非公開とすることができる。

(1) 会議の内容が佐野市情報公開条例（平成17年佐野市条例第8号）第6条第1号又は第2号に係るものであるとき。

(2) 会議を公開することにより当該会議の公正かつ適正な議事運営に著しい障害が生ずることが明らかに予想されるとき。

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、行政経営部市民活動促進課において処理する。

(その他)

第6条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。

(会議の招集の特例)

2 この規則の施行の日以後又は委員の任期満了後最初に開かれる会議は、第3条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

7 佐野市市民活動推進委員会委員名簿

任期 令和2年5月1日～令和4年4月30日 (敬称略)

	No.	氏 名	所 属	備考
識見者 市民活動	1	田中 光一	佐野日本大学高等学校教諭	
	2	土崎 雄祐	一般社団法人とちぎ市民協働研究会	
市民活動実践者	3	青木 由香	NPO 法人パブリックサポートセンター	
	4	大木 美智子	メンタルヘルスボランティアグループ 「フレンド」	
	5	奥 利文	公益社団法人佐野法人会青年部会	副委員長
	6	熊倉 幸太郎	佐野市社会福祉協議会	
	7	桜井 茂	イオンリテール(株)イオンスタイル 佐野新都市店	
	8	武政 康子	伝統文化こども花教室足利	
	9	永島 徹	NPO 法人風の詩	委員長
	10	廣瀬 幹雄	佐野市ボランティア協会	
	11	近藤 芳弘	佐野市町会長連合会	
公募者	12	大和田 正勝	公募委員	
	13	熊倉 百合子	公募委員	
	14	高實子 幸男	公募委員	
	15	村野 利雄	公募委員	

8 佐野市市民活動推進本部設置要綱

(設置)

第1条 市民活動（佐野市市民活動推進条例（平成19年佐野市条例第44号）第2条第1項に規定する市民活動をいう。以下同じ。）に関する施策を総合的に推進するため、佐野市市民活動推進本部（以下「本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 本部は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 市民活動推進計画の策定及び推進に関すること。
- (2) 市民活動の推進に係る総合調整に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市民活動の推進に関し必要があると認める事務

(組織)

第3条 本部は、本部長、副本部長及び本部委員をもって組織する。

2 本部長は行政経営部の所管に属する事務を担当する副市長を、副本部長は行政経営部長を、本部委員は別表第1に掲げる職員をもって充てる。

(本部長及び副本部長)

第4条 本部長は、本部の事務を総理し、本部を代表する。

2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき、又は本部長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 本部の会議は、本部長が招集し、本部長が議長となる。

2 本部は、必要があると認めるときは、会議に構成員以外の者の出席を求めて、その意見又は説明を聴くことができる。

(幹事会)

第6条 本部に、その定めるところにより、幹事会を置く。

2 幹事会は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 市民活動推進計画の原案を作成すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、市民活動推進に関し本部が指定する事務

3 幹事会は、幹事長、副幹事長及び幹事をもって組織する。

4 幹事長は行政経営部長を、副幹事長は市民活動促進課長を、幹事は別表第2に掲げる職員をもって充てる。

5 幹事長は、幹事会の事務を掌理する。

6 副幹事長は、幹事長に事故があるときは、その職務を代理する。

7 前条の規定は、幹事会について準用する。この場合において、同条第1項中「本部長」とあるのは、「幹事長」と読み替えるものとする。

(庶務)

第7条 本部の庶務は、行政経営部市民活動促進課において処理する。

(その他)

第8条 この訓令に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が本部に諮って定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

別表第 1（第 3 条関係）

総合政策部長 市民生活部長 こども福祉部長 健康医療部長 産業文化部長
観光スポーツ部長 都市建設部長 教育総務部長

別表第 2（第 6 条関係）

政策調整課長 都市ブランド推進課長 財政課長 行政経営課長 危機管理課長
人事課長 市民生活課長 社会福祉課長 いきいき高齢課長 産業立市推進課長
観光立市推進課長 都市計画課長 生涯学習課長

佐野市市民活動推進計画(第四期計画)

令和4（2022）年3月

発行 佐野市

編集 佐野市行政経営部市民活動促進課
〒327-8501 栃木県佐野市高砂町1番地
TEL 0283-20-3812
FAX 0283-22-9104
E-mail siminkatudou@city.sano.lg.jp
URL <http://www.city.sano.lg.jp>